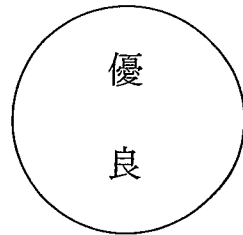


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 新潟県新潟市西区寺尾東一丁目19番19号

氏 名 新潟メスキュード 株式会社

代表取締役 佐藤 弘



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条第一項 の許可を受けた者であることを証する。

新潟市長 中原 八一 印

許可の年月日 令和 4年 6月21日

許可の有効年月日 令和11年 5月26日



1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え保管を含む。）

産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨。）

（積替え保管を除く。）

ゴムくず、金属くず（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上、2種類）

（積替え保管を含む。）

燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

廃酸、廃アルカリ、ばいじん（以上、水銀含有ばいじん等を含む。）、

廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、

金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鋳さい、

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上、16種類）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（所在地）新潟県新潟市西蒲区真田1221番3

（面積）①0.98㎡、②0.7㎡、③0.84㎡、④0.84㎡、⑤0.84㎡、⑥0.7㎡、⑦0.7㎡、⑧0.7㎡、⑨0.7㎡

（産業廃棄物の種類、保管上限及び積み上げることができる高さ）

①燃え殻：1.96㎡ 2m、②汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）：1.4㎡ 2m、

③廃酸：1.68㎡ 2m、④廃アルカリ：1.68㎡ 2m（以上、水銀含有ばいじんを含む。）、

⑤廃油：1.68㎡ 2m、⑥廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）：1.4㎡ 2m、

⑦ゴムくず：1.4㎡ 2m、⑧金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）：1.4㎡ 2m、

⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）：1.4㎡ 2m

(所在地) 新潟県新潟市西蒲区旗屋 8 9 1 番地

(面積) ①4 m²、②6 m²、③6 m²、④6 m²、⑤4 m²、⑥2.25 m²、⑦2.25 m²、⑧2.25 m²、⑨16 m²、
⑩4 m²、⑪4 m²、⑫4 m²、⑬4 m²、⑭4 m²、⑮16 m²、⑯16 m²、⑰4 m²、⑱16 m²、⑲4 m²

(産業廃棄物の種類、保管上限及び積み上げることができる高さ)

- ①汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。): 8 m³ 2m、
- ②廃プラスチック類: 24 m³ 4m、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず: 24 m³ 4m、
- ④がれき類: 24 m³ 4m (以上、石綿含有産業廃棄物を含む。)、
- ⑤燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。): 8 m³ 2m、⑥廃油: 1.28 m³ 1m、
- ⑦廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。): 1.28 m³ 1m、
- ⑧廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。): 1.28 m³ 1m、
- ⑨廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。): 48 m³ 3m、⑩紙くず: 8 m³ 2m、
- ⑪木くず: 8 m³ 2m、⑫繊維くず: 8 m³ 2m、⑬動植物性残さ: 8 m³ 2m、
- ⑭ゴムくず: 8 m³ 2m、⑮金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。): 48 m³ 3m、
- ⑯ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。): 48 m³ 3m、
- ⑰鉱さい: 8 m³ 2m、⑱がれき類: 48 m³ 3m、
- ⑲ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む。): 8 m³ 2m

3. 許可の条件

液状物、泥状物の収集運搬にあたっては、専用容器を使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年	5 月 2 7 日	新規許可
平成 9 年	1 0 月 1 3 日	代表者変更
平成 1 0 年	5 月 2 7 日	更新許可
平成 1 1 年	1 月 5 日	変更許可
平成 1 5 年	5 月 2 7 日	更新許可
平成 1 7 年	3 月 2 1 日	合併による積替え・保管施設の許可付与
平成 2 0 年	5 月 2 7 日	更新許可
平成 2 5 年	3 月 1 8 日	優良基準適合確認
平成 2 7 年	6 月 2 4 日	更新許可(平成 1 8 年 2 月 1 6 日環廃産発第 060216003 号に基づく許可年月日)
平成 2 9 年	1 2 月 1 4 日	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の表記追加
平成 3 0 年	3 月 2 3 日	積替え・保管場所の追加、積替え・保管品目の変更
令和 4 年	5 月 1 2 日	変更届 (汚泥の石綿含有産業廃棄物の表記追加)
令和 4 年	6 月 2 1 日	更新許可

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 4 年 6 月 2 1 日 更新許可)